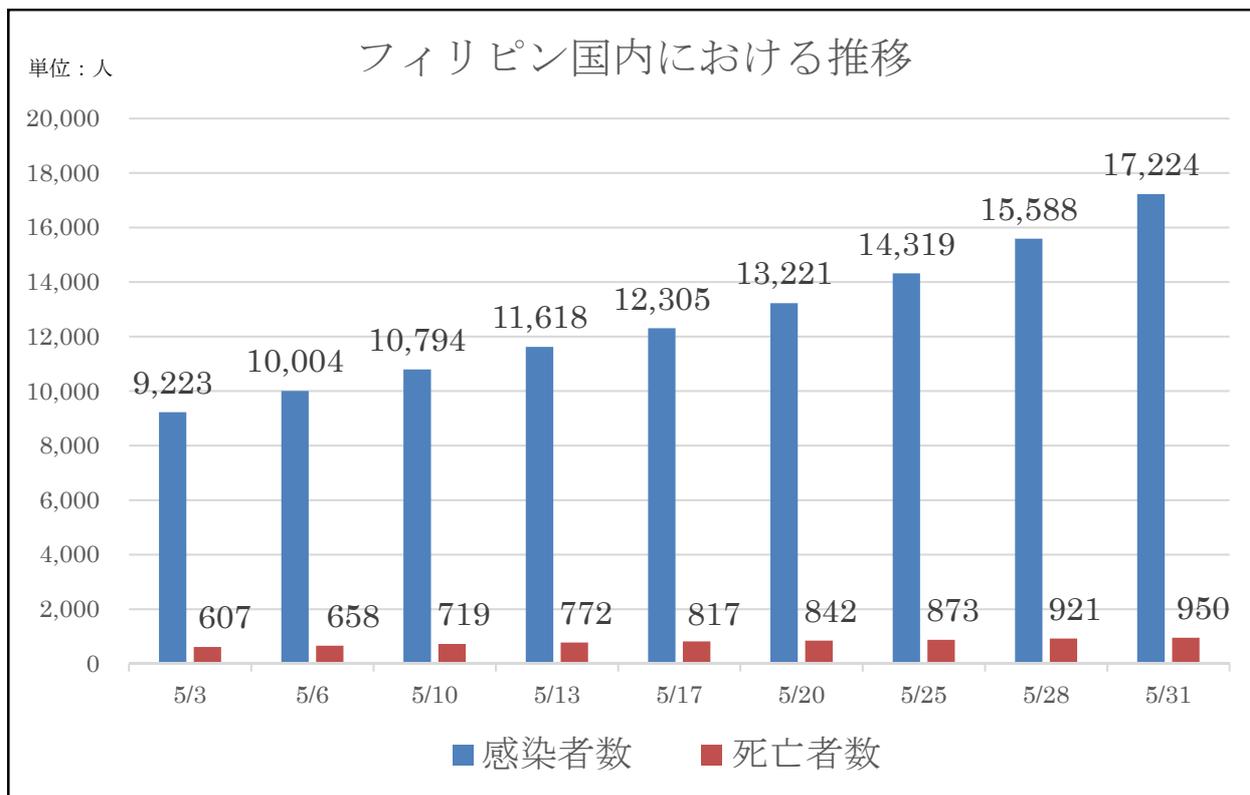


2020年6月

1. フィリピンにおけるコロナウイルス感染者の推移



隔離措置について

強化されたコミュニティ隔離措置	ECQ : Enhanced Community Quarantine
修正を加えた強化されたコミュニティ隔離措置	MECQ : Modified Enhanced Community Quarantine
一般的なコミュニティ隔離措置	GCCQ : General Community Quarantine
修正を加えた一般的なコミュニティ隔離措置	MGCCQ : Modified General Community Quarantine

上から順番に厳しい措置となる。

3月17日から続いたロックダウン（都市封鎖）によやく目途がついた。新型コロナウイルスの感染者数は現在でも減少していないが、一定程度抑え込みができたとして、マニラ首都圏でも6月1日から一般的なコミュニティ隔離措置（GCCQ : General Community Quarantine、以下、GCCQ）に移行することとなった。これは6月1日から6月15日までの措置となる予定であり、6月15日以降については未発表であるため、引き続き政府の発表には注意が必要である。

公共交通機関については運行再開となるものの、乗客間は一定の距離を保つことが求められるため相当な混乱が予想される。レストランやカラオケバーでの飲食、マッサージはGCCQ下でも不可である。6月16日以降、修正を加

えた一般的なコミュニティ隔離措置（MGCQ：Modified General Community Quarantine）に移行した場合、通常の 50%以下の人員体制（座席数）であればサービス提供可能となるので注視されたい。

なお、フィットネスジムの営業再開はまだ先になるものの、ゴルフはプレー可能なので少しはストレス解消が可能になると思われる。

2. 5月中に発表されている会計・税務等に関する主な内容

発行日	発行元	通達番号	内容
5月1日	DTI&DOLE	—	ECQ/GCQ期間中における操業に関するガイドラインを発表。
5月4日	BI	—	ECQ/GCQ期間中にビザの期限が到来する場合、ECQ/GCQ後30日以内に延長申請を行えばペナルティは免除。
5月4日	DOLE	Labor Advisory No.16-2020	ECQ/GCQ期間中にAEPの期限が到来する場合、ECQ/GCQ後45日以内に延長申請を行えばペナルティは免除。
5月7日	SEC	SEC MC No.17-2020	2020年3月期に決算を迎える法人の監査済み財務諸表の提出期限延長（9月27日まで）。
5月21日	BIR	RR No. 12-2020	RR No.11-2020にて通達した申告期限の継続。2019年12月期に決算を迎える法人の年度末税務申告期限は6月15日。

ロックダウン期間終了に伴い、6月1日以降、SECやBIRなどへの申請で各役所の大混雑が予想される。期日が延長されたとはいえ、様々なトラブル発生に備えて早めに提出および申告をお勧めする。

なお、上述の5月1日のDTIおよびDOLEから発表されているECQ/GCQ下におけるガイドラインについては改めて就業規則の作成もしくは改定が必要になると思われる。弊社でもご支援は可能なので一度ご相談ください。

3. その他ニュース

月日	概要
5月4日	フィリピンが新型コロナウイルス対策に投じた国民1人当たりの費用は154.39ドルで、東南アジア10カ国中6位。
5月8日	既に帰国している船員約4万5,000人、陸上労働者4万人を合わせると、帰国するOFWは12万人を超える。

5月14日	DOLEによると8日時点で、9万3,621企業の249万8,441人が失業の影響を受けている。
5月21日	PEZAは、経済区に入居している企業が新型コロナウイルスの感染拡大で大きな打撃を受けているとして、優遇税制の維持を国会に要望している。
5月21日	政府は新型コロナウイルス対策で多額の政府支出が生じていることを受け、財源を確保するため輸入関税を小幅に引き上げる可能性を検討している。
5月21日	フィリピン議会で、大手IT企業を対象としたデジタル課税を導入する法案の審議が開始。新法が成立した場合、年間約291億ペソの税収増を見込む。法案はオンライン広告サービスやデジタルコンテンツの配信サービス、電子商取引（EC）プラットフォームに対して、12%の付加価値税（VAT）を課す内容。
5月22日	PEZAは経済特区内に新型コロナウイルスの検査施設を設置することを計画中。まずはバギオ市経済特区、パンパンガ経済特区、カビテ経済特区、マクタン経済特区の4カ所に開設する。
5月27日	税制改革第2弾のCITIRAを修正し、名称をCREATEに改める。法人税率について現行の30%を7月から一気に25%に引き下げる。既存の税優遇措置の維持期間を旧法案の2～7年から4～9年に延長する。新型コロナ対策で傷ついた経済を立て直すためにも6月初旬の成立を目指している。
5月28日	フィリピン下院は総額約1兆3,000億ペソの景気刺激策を盛り込んだ法案を可決。うち、6,500億ペソはインフラ整備計画に振り向ける。

お問い合わせ先

FAIR CONSULTING GROUP PHILIPPINES, INC.

Unit 2103, 21F, Philippine Axa Life Centre, 1286 Sen. Gil Puyat Ave. corner Tindalo St., Makati City, Metro Manila, Philippines 1200

TEL : +63-2-8832-5408

WEB : <https://www.faircongrp.com/>

■ 米国公認会計士・米国税理士 杉山 陽祐 / Yosuke Sugiyama (USCPA, EA)

E-Mail : yo.sugiyama@faircongrp.com

■ 日本国公認会計士 戸村 裕輔 / Yosuke Tomura (C.P.A (JAPAN))

E-Mail : yu.tomura@faircongrp.com

「FCG フィリピン ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG フィリピン ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG フィリピン ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。